

外国の大学等との短期学術交流における交換研究者の処遇

事 項	派遣交換研究者	受入交換研究者
渡 航 旅 費	日本・派遣国間の往復航空券を旅費規程により支給する	受入交換研究者が負担する
国 内 旅 費	派遣・受入に伴う日本国内の旅費は本学が、派遣国内の旅費は協定校が負担する（滞在期間中の国内旅費を除く。）	
宿 舎 (光熱水費を含む)	協定校が提供し、負担する	本学が提供し、負担する
滞 在 補 助 費	派遣交換研究者に対しては、本学が受入交換研究者に対する処遇に相当する処遇を受けることを原則として、協定校と協議のうえ決定する	本学が 10 万円を支給する
研 究 費		20 万円を限度として本学が支給する。ただし、滞在期間が 1 ヶ月以内の場合は 10 万円を限度とする
海外旅行傷害保険	本学負担による	受入交換研究者が負担する
研 究 報 告 書	研究報告書の提出（2 週間以内に提出）様式自由（A 4 版 2 枚程度）	
そ の 他	上記以外は、必要に応じて協議する	

(2008 年 7 月 3 日大学評議会決定)